

令和7年1月23日

生産者 各位

白山農業協同組合  
営農部営農課

## 水田活用直接支払交付金の交付対象水田の見直しに係る対応と方針 (水田の水張り等) について (重要)

国の経営安定対策において令和3年度に交付対象水田の要件の見直しが行われました。そのなかで下記要件を満たさない農地は早ければ令和9年度から交付対象水田から外す事となりました。

それに伴い、当JA営農方針において交付対象水田を維持することが、将来にわたり農業所得確保の面で有利となると判断しました。

今後は、交付対象水田からできるだけ落とさないことを目的に下記のとおり取り組みをお願いします。

### 記

#### 1. 交付対象水田としての継続要件（原則1・原則2のいずれかに該当した場合）

原則1 (令和4年産以降)5年間で1回以上水稻を作付している田

原則2 圃場の湛水を一か月以上行うこと及び連作障害が生じていないこと等を確認できる農地『農地の水張り』

例外として災害復旧田、基盤整備田は除外されない

※3年間不作付けの農地は交付対象水田から除外されます

#### 2. 対応方針

水稻の作付が困難な場合、『農地の水張り』に取組み、交付対象水田の維持を図る

##### 1) 実施予定

令和7年度・令和8年度いずれか

##### 2) 確認書類の提出について

具体的に別途確認資料等の提出は求めませんが、4P提出の際に備考欄に記入ください。なお、実施写真については市や農政局等に書類の提出を求められた際には提出できる様ご自身で保管ください。

以上

<この件に関する問合せ先>

○白山農業協同組合 営農部

担当 西田・平田・森川

TEL 076-273-5277

○白山市農業振興課

担当 南

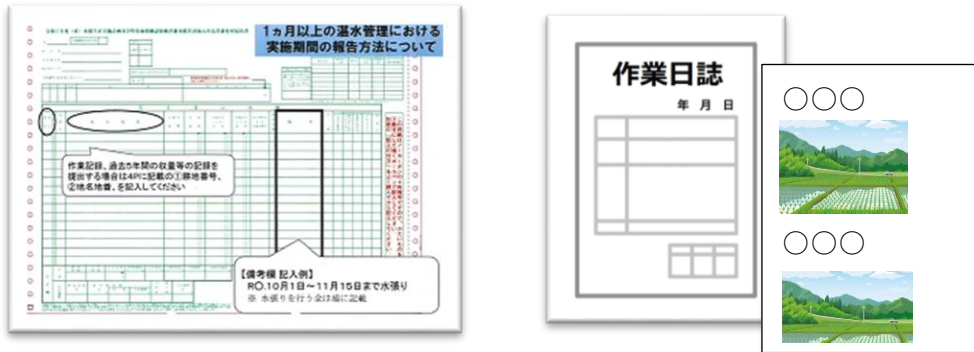
TEL076-274-9540

# 1ヶ月以上の湛水管理（水張りルール）への対応について

## ①水田での水張り（水稲の作付を基本とする）

以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。（実施：生産者が行う）

- ・湛水管理を1ヶ月以上行う（実施時期は問わない。一部例外を除く※1）
- ・4P（細目書）の備考欄に湛水処理を行う期間を記入。
- ・作業記録（確認できる写真を添付）を作成・保管。



## ②当管内の<令和7年度 水張り実施スケジュール（予定）>

項目	★令和7年度	令和8年度	令和9年以降
	2025. 4. 1～ 2026. 3. 31	2026. 4. 1～ 2027. 3. 31	2027. 4. 1～
・4P（細目書） 記入（対象地番）	対象の地番毎に 備考欄に記入		
湛水管理 （1ヶ月間）	4月～ 翌3月末 → この期間のうち1ヶ月		
作業記録簿作成 （作業完了後）		→	
連作障害の確認 （毎年確認）	→ → → →	→	収量等の記録 提出（以降毎年）

※令和9年度以降（令和9年～13年）の水張り実施については令和11・12年度を予定しております。

※連作障害が発生していないことの確認資料として、売上伝票や収量を記載して保管。

### 【注意点】

- ・雨水、雪解け水など、天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水を行うこと。
- ・具体的な湛水の基準（水深など）はないが、水稲作付と同等の管理を行うこと。
- ・圃場全体で湛水を行うこと。（部分的な湛水は不可）
- ・雪下湛水は含まれない。